

## 法文化学会第 18 回研究大会ご案内

拝啓

涼しさの増すこの頃であります、会員の皆様におかれましては益々ご清祥のことと存じお慶び申し上げます。

さて、かねてよりニューズレターを通してお知らせ致しておりました、法文化学会第 18 回研究大会を、下記の要領にて開催致しますので、皆様におかれましては、万障お繰り合わせのうえご参集賜りますようご案内申し上げます。

敬具

法文化学会第 18 回研究大会準備委員会

2015 年 10 月 8 日

記

日 時：2015 年 11 月 14 日（土）10 時開始

場 所：慶應義塾大学三田キャンパス南校舎、442 番教室

住 所：東京都港区三田 2-15-45

昼 食：当日は土曜日ではありますが、会場に近接して生協食堂等も開いておりますので、お弁当などの手配は致しません。ご了承のほど、お願い致します。

懇親会：BALLY'S Grill & Bar

東京都港区芝 5-16-14 大伸ビル 1F 【地図をご参照下さい】

大会参加費：1500 円

懇親会費：5000 円

※ 当日受付にてお支払い下さい。なお学会費に未納のある方は、受付時に学会費もお納め下さいましたら幸いです。

連絡先：大会準備責任者・岩谷十郎 ([juro@law.keio.ac.jp](mailto:juro@law.keio.ac.jp)) までお願いします。

※ 本研究大会についてのお問い合わせは、開催前までに、上記のところまでお願い申し上げます。当日のやむを得ないご連絡については、080-6510-2491（岩谷携帯）までお願いします。

## 大会日程表

(11月14日(土)、慶應義塾大学三田キャンパス南校舎、442番教室)

開会挨拶

### 自由報告

10:00～11:00 自由報告①：藤原 凜 (一橋大学)  
「死刑執行停止後の韓国の刑事政策の実態」

### テーマ報告「身分——法における垂直関係と、水平関係」

11:00～11:10 趣旨説明：中野 雅紀 (茨城大学)

11:10～12:10 テーマ報告①：齊藤 豪大 (一橋大学)  
「スウェーデン航海法制定における担い手」

<12:10～13:30 昼休み (理事会開催) >

13:30～14:30 テーマ報告②：大藤 慎司 (駿台教育振興)  
「改革の対象としてのプロイセン将校団——”年功序列”制の実態——」

14:30～15:30 テーマ報告③：篠原 永明 (甲南大学)  
「「価値」としての基本権上の自由と憲法秩序における個人の地位」

<15:30～15:45 休憩>

15:45～16:45 テーマ報告④：出雲 孝 (中央大学)  
「近世自然法論における夫婦間の平等——親権を中心にして——」

16:45～17:15 総会

閉会挨拶

18:00～ 懇親会

以上

## 法文化学会第 18 回研究大会報告要旨

### 自由報告①

#### 死刑執行停止後の韓国の刑事政策の実態

藤原 凜(一橋大学)

近年、韓国の刑事法領域は、かつてないほど激しく変革している。まず、1997 年以降死刑の執行が停止され、従来死刑を多用してきた状況を一変させた。また、2008 年以降、司法手続を通しての旧体制下の誤った判決に対する是正が行われ、法治主義理念に基づく司法システムの再構築が進みつつある。さらに、従来の刑事司法慣行を打破する司法判断が相次ぎ、被疑者・被告人の人権擁護に資する法改正へと繋がっており、2007 年には刑事訴訟法の大改正が行われ、刑事基本原則の明文化、捜査・拘束制度の改善など、人権保障の実質化が図られている。

他方、2008 年以降韓国では厳罰化の傾向も強まっている。例えば、性犯罪関連法律を中心に法定刑が引き上げられ、一部犯罪については法定刑を無期懲役・死刑に限定する量刑制度が導入された。また、科学技術による新型保安処分が数多く導入され、重い懲役刑ほど厳しい保安処分が課される行刑傾向が見られる。しかし、かかる厳罰化傾向は犯罪実態に対応したものではない。

そこで、本報告では死刑執行停止後の韓国の刑事政策に焦点を当て、「法治主義の伸張」と「厳罰主義の進行」が同時に進んでいる韓国の刑事司法の特徴を分析し、矛盾する法原理が同居し、顕出する政策環境と社会特質の解明を試みる。

### テーマ報告①

#### スウェーデン航海法制定における担い手

齊藤 豪大(一橋大学)

1724 年に施行されたスウェーデン航海法(Produktplakatet) は、18 世紀スウェーデン重商主義政策における重要施策の一つであった。この法律はスウェーデンが輸出入を行う際に、外国船舶と外国人によって用船された船舶の利用を禁止し、輸送に利用する船舶を自国船舶及び取引相手国の船舶に限定するものであった。航海法は、スウェーデンにおける海運業の発展のみならず、同国において重要な問題とされていた塩輸入の安定化を目的

とするものであった。そしてこの航海法は、オランダを始めとする周辺国の海運に対して大きな影響を与えることとなったのである。

本報告では、近世スウェーデン重商主義政策、特にスウェーデン航海法制定の主な担い手となった「身分」と同法制定に関する展開について検討する。スウェーデン航海法制定と施行に関わる諸問題を検討するにあたっては、17世紀におけるスウェーデン重商主義政策との連続性、また大北方戦争(*Stora nordiska kriget*, 1700-1721) 後半におけるスウェーデン秘密委員会(*Sekreta utskottet*) の活動、さらにはスウェーデンを取り巻く社会経済上の諸問題などと関連づけて検討する必要がある。それらの検討を通じて、スウェーデン航海法制定と施行に関する問題、あるいは18世紀スウェーデンにおける海運政策に関する制度を明らかにする。

## テーマ報告②

### 改革の対象としてのプロイセン将校団——”年功序列”制の実態——

大藤 慎司(駿台教育振興)

1807年より始まるプロイセン軍制改革において、その将校団はフランスに比べ、著しく高齢化しており、それが1806年の敗戦の原因の一つであるとされてきた。これまでの研究は、1960年代のカール・デメター以来、その原因を昇進における年功序列原則にあると評している。最新の研究においても、この点に大きな変更はなく、将校団における年功序列制は、軍隊というもともと序列の厳しい集団において、将校の大部分を占める貴族たちを、その名誉心を損ねることなしに服従をさせるための原理である、としている。このためプロイセン軍制改革において、改革を担った軍隊再編委員会は1808年8月の「士官候補生の採用と将校の選抜に関する規定」を制定し、これにより年功序列だけでなく、業績による昇進を可能とさせた、とこれまでの研究では解釈されている。

しかし、改革前の年代のプロイセン軍将校名簿を参照すると、プロイセン軍における序列のあり方は、年功序列の基本原則である軍歴、年齢と符合しておらず、40代の軍人が60代の軍人の上に置かれ、軍歴数年の若輩が40年のベテランに優越する序列体系が採られている。また、当時の軍人という職業のあり方が、年功序列を採用できる雇用形態ではない可能性も名簿には現れている。これらのことを鑑みると、プロイセン軍で年功序列が完全な形で採用されていたとは言いがたい。

筆者はこれらの示唆を与えてくれたプロイセン軍の将校団名簿を用い、プロイセン軍において将校が果たしてどのような序列体系の下にあり、その序列がどのような要素のもとに形成されたのか、これまでの、改革の対象としてのプロイセン将校団を検討したい。

### テーマ報告③

#### 「価値」としての基本権上の自由と憲法秩序における個人の地位

篠原 永明(甲南大学)

戦後のドイツ公法学においては、民主制と社会国家化の進展に伴い、所与の統一体としての国家と政治的な決定から切り離された自律的社会という 19 世紀的な国家・社会関係の理解の前提の喪失を踏まえ、憲法的前提・課題の変化が自覚的に論じられてきた。その中で、基本権上の自由を全法秩序において実現されるべき「価値」(指導原理)として位置づけ、この「価値」の下で、国家と社会の関係を規律し、政治的統一を達成することが憲法の課題として受容されていった。我が国では必ずしも自覚的に論じられてこなかったが、このような憲法の課題の理解は、我が国の憲法学にとっても今日では不可避であろう。

しかし、憲法上の自由保障の意義を、かような「価値」の実現と捉えるのであれば、基本権の意義を国家による個人の自由の侵害禁止と捉える、伝統的な基本権理解の自明性も失われることになる。それでは変容した自由保障の意義の下では、国家と個人の関係、更には個人相互の関係はどのように構成されることになるのか。本報告では、K. Hesse、H. Klein、E. Grabitz ら、ドイツの国法学者の議論を参考に、変容した自由保障の下での、憲法秩序における個人の地位について検討を行い、我が国の議論への示唆を求めることにする。

### テーマ報告④

#### 近世自然法論における夫婦間の平等——親権を中心にして——

出雲 孝(中央大学)

身分制社会の打破において重要なのは、それまで垂直的であった関係を、水平的なものへと転換することにある。この転換は、市民共同体の内部のみならず、より小さな集団、例えば、家庭内でも起こりうる。夫の支配に服していた女性が、そこから解放されること、あるいは、親の支配に服していた子が、そこから解放されることは、垂直関係の水平化と表現できよう。今回の報告では、近世自然法論の立場から、人間の平等を重視し、家長権の制限、女性の共同親権の獲得などを主張した、ドイツの法学者クリスティアン・トマジウス(1655-1728)の法思想を紹介する。そして、比較法および法文化の考察が、これに重要な役割を果たしたことを明らかにしたい。

研究大会会場



懇親会会場

